

熊本県公報

第 1 1 6 2 7 号
平成 19 年 11 月 26 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
告 示	
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止	(障害者支援総室) 1
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定廃止	(") 2
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通・くらし安全課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○ " " " " " " " "	(") 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
○ " " " " " " " "	(") 3
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課) 4
○開発行為工事完了	(建 築 課) 4
○ " " " " " " " "	(") 4
登 載 依 頼	
○球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(医療政策総室) 4
○平成 19 年度第 1 回球磨地域保健医療推進協議会の開催	(") 5
正 誤	
○平成 18 年 12 月 27 日熊本県告示第 1303 号(道路の区域変更)中	(道路保全課) 5

規 則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 60 号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 42 年熊本県規則第 56 号)の一部を次のように改正する。
別記第 5 号様式の注意事項の 4、別記第 7 号様式の注意事項の 6、別記第 9 号様式の注意事項の 5 及び別記第 10 号様式の注意事項の 2 中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。
別記第 12 号様式の注意事項の 5 中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 990 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。
平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社クリスタル介護センター 熊本サービスセンター 熊本市京町二丁目 2 番 37 号	株式会社 クリスタル介護センター 東京都中野区弥生町 5-20-7 森 薫	平成 19 年 10 月 31 日	4310100443	居宅介護及び 重度訪問 介護

熊本県告示第 991 号

障害者自立支援法施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）第 63 条の規定により次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	廃止年月日
エステー調剤薬局 帯山店 熊本市帯山三丁目 15 番 11 号	エステー薬品 株式会社 熊本市萩原町 7 番 27 号	平成 19 年 6 月 1 日
大賀薬局 熊本日赤通り前店 熊本市帯山九丁目 4 番 8 号	株式会社 大賀薬局 福岡市中央区大名一丁目 15 番 9 号	平成 19 年 7 月 31 日

熊本県告示第 992 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 19 年 11 月 15 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	痴母の強制愛撫 止めないで（新日本） ノーパン教師 黒タイツを脱いで…（新日本） 宇能鴻一郎の濡れて打つ（新東宝） 未亡人教授 年下の愛人（新東宝） 変態の恋・蝶 整形美容妻（新日本） ザ・ペッティング 激しい息づかい（新東宝） OL 性告白 燃えつきた情事（新東宝） 奪う女 中出しの誘惑（オーピー） むっちり舞姫 ハメ放題（オーピー） 縄と乳房（日活） 七人の熟女 淫乱（新東宝） 魔乳三姉妹 入れ喰い乱交（オーピー） THE レイパー 暴行の餌食（オーピー） 変態の恋・蝶 整形美容妻（新日本） ザ・スワップ 若妻絶淫調教（新東宝） 銀行レディ エッチに癒して（オーピー） 団地妻凄辱 白い肌をいただけ（新日本）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 993 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字上櫛木 3600 の 11、3601 の 4、3601 の 5、3615 の 1、3615 の 3

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 994 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
 平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村乙字高野 854 の 1、855 の 1、857
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 995 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 19 年 11 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町小宮地 190 番 2 地先から 同所	249.2	単道改
		228 番 1 地先まで		
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町小宮地 4942 番地先から 同所	402.0	
		221 番 1 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 26 日

熊本県告示第 996 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 19 年 11 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
		上益城郡山都町郷野原字轟木		

一般県道	河内矢部線	同所	260 番 2 地先から 260 番 9 地先まで	60.0	緊道整
------	-------	----	------------------------------	------	-----

2 供用を開始する期日 平成 19 年 12 月 1 日

公 告

熊本県公告第 935 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営菊池東部地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営菊池東部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 19 年 11 月 27 日から平成 19 年 12 月 25 日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第 936 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字平川字亀甲 1422 番 5 及び同 1424 番 1
3,721.03 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県厚木市岡田四丁目 14 番 6 号
株式会社コスミック

熊本県公告第 937 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上中間字八津 1820 番 1 の一部
1,000.10 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字上島 2078 番地
田尻 軍治

登 載 依 頼

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県球磨地域保健医療推進協議会
救急医療専門部会
会長 岡 啓嗣郎

- 開催日時
平成 19 年 11 月 30 日（金）

- 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市西間下町 86-1
熊本県球磨地域振興局 2 階中会議室
 - 3 議題
 - (1) 救急告示医療機関の告示更新について
 - (2) 新型インフルエンザ対策について
 - (3) その他
 - 4 傍聴者の定員
10 人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、専門部会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町 12 番 1 号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話 0966-22-3107）

球磨地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 19 年度第 1 回球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 11 月 26 日

熊本県人吉保健所長 上 野 達 郎

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 30 日（金）午後 3 時から 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市西間下町 86-1
熊本県球磨地域振興局 2 階大会議室
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会報告
 - (2) 第 5 次球磨地域保健医療計画（案）について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町 12 番 1 号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話 0966-22-3107）

正 誤

平成 18 年 12 月 27 日熊本県告示第 1303 号（道路の区域変更）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	12	3494.0	3694.0

